

平成19年第4回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成19年12月14日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
係 長	山 田 正 巳
主 事	川 野 輪 良 子

議 事 日 程 第 5 号

平 成 1 9 年 1 2 月 1 4 日 (金 曜 日)

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1 . 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番萩原瑞子君、14番中澤 猛君を指名いたします。

一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を続けます。

8番西山 猛君の発言を許可いたします。

8番（西山 猛君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。8番西山 猛でございます。

通告しております1、岩間支所庁舎活用について、これについては既に第3回定例会において質問しているわけですが、改めて、今回、支所の取り扱いということで、前回の定例会の市長の答弁等も参考にいただきまして、引き続きお答え願いたいと思っております。

また、岩間支所利活用検討委員会の最終答申というものが出ております。これに対する市長の考え方と支所機能の存続の行方、この辺をいま一度お伺いしたいと思います。

2番目、これは補助金のことでございます。補助金の見直しと地域づくりについてということで、これも検討委員会がありまして、検討委員会の答申ということでいただいております。

これは本来であれば、私が一般的に考える部分でいきますと、最終答申が来たということに対して、市が何らかの結論、決定づけることが段階的なのかなと。そして、議会の中に提出、周知してもらおうと、あるいはその中で何らかの議論をしてもらおうというのが段階的なのかなと。

しかしながら、今回は検討委員会最終答申ということで、既に11月21日議員全員協議会の中で提示しております。その辺のことにつきましては、議会の中でいろいろ議論すべき点があるのかなと、私は蓋然性を持って感じた部分でございます。したがって、今回一般質問はしておりますが、総務委員会の中で一部この問題を取り上げようじゃないかということなので、一般質問の中では総論の部分をお聞かせ願いたいなと思っております。

市の対応ということですから、補助金検討委員会の最終答申を見て、今後市の対応、それを重視してどのように改革を進めるのかという部分かと思いますが、総論をお願いします。

3番目、指定管理者制度について、この指定管理者制度については、指定管理者とは何かという点から、もう一度おさらいをしてみたいなと思っております。

自治法が改正され、その法執行により指定管理者制度を導入するということは十分理解しております。しかしながら、笠間市においては、当然地域性がそれぞれ違うわけでございますから、笠間版の指定管理者制度というものの導入があってしかるべきであろうと私は思っております。そういう点で、導入をしました、直接市民の利益、これは一体どういう部分に出てくるか、これをずばりお伺いしたいと、こう思っております。

そして、限られた時間と限られた回数ということなので、事前に、岩間支所庁舎の問題につきましては、議長の許可をいただければ、写真のコピーなんです、市長と統括する総務部長とお二方に見ていただきたいと思ひまして、許可がいただければ私ここで配らせてもらいたいと思ひますが。

議長（石崎勝三君） 許可をいたします。速やかに配ってください。

〔西山議員、執行部に資料を手渡す〕

8番（西山 猛君） 今、お配りいたしました岩間支所の交差点の写真、交差点ですから4方向の写真でございます。それと、これは庁舎正面玄関ですね。歴史ある木も、ヒイラギでしたっけ、ヒイラギも本当に枯れ果ててしまいましたが、地域が枯れないように頑張らなくちゃいけないんですが、「笠間市役所岩間支所」と石にちゃんと彫っております。

交差点の方の写真をごらんいただくとわかりますが、「岩間町役場前」という交差点になっております。最近ではナビつきの車が多いですが、当時のナビを見ますと、やはり「岩間町役場前」となっております。

下の2枚目の本庁舎の写真を見てもらいますと、笠間市岩間保健センター、これは隣接する同敷地ですが、「笠間市岩間保健センター」と名称が書いてある。その下を見ますと、「笠間市社会福祉協議会岩間支所」という看板になっております。これは当然ご存じだと思うんですが、私何が言いたいかといいますと、合併をして現在に至るまで、わかりませんよ、私は、きのうの午後、きのうの本会議終了後、これは撮影したものです。ですから、けさこの看板が取りかえられているとすれば、私はそれは確認できませんので、これは訂正させてもらいますが、「岩間町役場前」というのが私の前から思っていた部分なんですが、何が言いたいかというと、いつになったらこういうものが訂正されるんだろうということなんです。

もちろん公の施設ですから、それでも通るかもしれません。しかしながら、やっぱり看板だと思うんですね、この部分は。ですから、もう一度その辺を含めて、支所のあり方を一般質問の中で、おさらいになってしまいますが、答弁をいただければと思いついて、このたびはしました。よろしくお願ひします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

項目的には、大きく分けて3点ございました。

まず、第1点目の岩間支所庁舎の活用についてでございますが、改めまして岩間支所の活用の検討委員会から8月に意見報告がございまして、その内容は、議員の皆様にも全協で申し上げましたとおり、主に公民館、図書館機能を基本とし、可能であればボランティア活動拠点、子育て支援機能を加えた複合的施設としての活用を提案するというものでございました。

委員会答申は、各委員の意見や市民アンケートに寄せられた意見を総合的に判断した結果提案されたものであり、答申に沿った利活用を図ることができるか、市としても具体的な調査検討を進めてまいりました。

その結果、基本方針をお示しいたしましたが、岩間支所の空きスペースについては、公民館、図書館、子育て支援センター、ボランティアセンターの機能を持つ複合施設として利活用していきたいと考えており、その答申に沿って進めさせていただいているところでございます。

また、支所の機能につきましては、前回の議会でも申し上げましたが、それぞれの地区の市民サービス、地域振興発展の拠点となるものと考えておりますので、体制を継続していくことを基本として考えております。

しかしながら、一方で、行財政改革の推進により職員の削減が見込まれております。住民サービスの低下を招かないよう職員の減少数に対応しながらも、市民の視点に立った支所の体制のあり方を検討して進めていきたいと思っております。

それと、先ほどいただいた写真の信号のところにある看板の件なのですが、確かにこの写真で見ると、「岩間町役場前」というふうになっております。合併いたしまして、看板等の新しいつけかえ等はやっておりますが、まだこのような形で残っているところがあれば、あればじゃなくてあるわけなので、早急にその辺は改善をしていきたいなと思っております。

次に、補助金の見直しについてでございますが、補助金のあり方については、笠間市の行財政改革大綱の財政運営の健全化を推進する見地から、昨年11月に民間有識者による笠間市補助金等検討委員会を組織し、検討していただいておりますが、去る10月30日に、今後の補助金適正化の取り組みに向けた意見として提言をいただきました。

これを受けて、市としましては、最終答申でございますが、尊重して、今後の補助金の適正化を推進することといたしました。

補助金は、市が、団体、個人が行う特定の事業に対し、行政目的に合致し、公益上必要があると認めた場合に、その事業の実施に当たり行政目的を効果的かつ効率的に達成するために金銭給付を行うこととありますが、補助金の交付に当たっては、公益上必要であると判断する基準の明確化が必要であるとか、補助期間が長期化することに伴って弊害が生じるのではないかというような問題が指摘されております。

笠間市補助金交付基準の運用等により、これらの問題点を解決し、補助金の交付に対する客観的妥当性、透明性を確保し、補助金の効果、補助目的の達成を説明できるよう制度化していきたいなというふうに考えております。

次に、指定管理者制度についてでございますが、指定管理者制度は、従前の公の施設の管理に関して適用していた管理委託制度から、平成15年の地方自治法の改正により導入をされたものでございます。

この制度の導入目的は、これまでの管理委託制度は管理者の範囲を公共的団体等に限定してきたため民間事業者の参入ができないことに対し、官から民への構造改革のもと、簡素で効率的な地方公共団体を実現するためには、民間能力を活用し、規制、制度等を取り除くことが重要とのことからです。

公の設置目的を損なうことなく適切な管理を確保した上で、この限定を取り払い、民間事業者を含む管理者に施設の使用許可権限を付与することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と施設の有効活用、そして経費の削減と行政の効率化を図ることとしています。

直接的な市民の利益と申し上げますと、直営で実施していたときには、職員の労働条件や人員の確保の面から制約がありました施設の開所日時や時間が拡充されたり、さらに民間団体等の施設運営の専門的な知識を有する人材の確保により新たな事業の実施や内容の充実など、サービス内容の向上が掲げられます。

また、指定管理者制度を導入することにより、経費の削減ができたことによる財源や施

設の管理運営に従事してきた職員を、今後行政の重要課題となっております事業に充てることにもなるわけでございます。

以上のことから、公の施設の管理運営につきましては、指定管理者制度の導入が可能な施設につきましては、よく議論をして今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 1回目の質問に対する答弁ということで、すらすらといただきました。

まず、庁舎の問題なんですけど、職員で構成する検討委員会、利活用についてですね。11月21日の資料ナンバー12という岩間支所利活用についての、総務部管財課扱いで、利活用基本方針という部分で、職員で構成された検討委員会においても、利活用検討委員会と同様の意見案が出たと、こういうふうになっております。この中身、どんな構成なのかということをお聞きしたい。

回数の関係で先にお話しますが、図書館の機能を支所の中に盛り込むということが検討委員会からありましたね。当然、それはいいことだということなんでしょうけど、荷重積載、要するに重さなんでしょうけれども、建築法になるのか、そういう建物に対する部分で、ニュートンという単位がありますよね。そうすると、本の重さはどのくらい想定しているのかわかりませんが、現在の図書館から、今度場所をかえて、平米数も倍以上の規模で、計画している本の数も2万冊から5万冊ということで倍以上の規模なんです。本当に2階という部分で図書館という機能が果たされるんでしょうか、構造上。

当然、職員で構成された検討会の中では、それは議論されて、尽くされて、これは技術的なことですから、物理的なことですから、結論は出ているはずですよ。それは職員の検討委員会というもののの中に盛り込まれていると思うんですよ。ですから、この部分については素通りしているんだと思っております。その点、よくお聞かせ願いたいと思います。

支所機能の中に、柔軟性を持った部分として、先ほど市長が8月にということで、8月2日付のものをいただいております。これには、支所機能を2階に移しということ、これは要するに現状にとらわれないという部分がこの言い方になってしまっているのかなと。1階を図書館とすると、こういう表現をしているんですね。

まさに今言った平米当たりどのくらいの、何千というんですか、何千ニュートンという荷重がかかると。したがって、2階にこれだけの図書館の機能を置くことは難しいだろうと読んで、1階ということなのかなと、私はそこで重なったんですね。

ですから、公の施設、事務施設として1平米当たり何ニュートンくらい、何ニュートンといってもちょっとわかりにくいですから、イコールにはならないですけども、約何キロくらいのものが。そうしますと、この5万冊という規模を考えたときにどのくらいの重

さになるのか。したがって、2階で通用するのかどうかという部分も含めてお願いします。

いつも岩間支所の問題、ここにも比較的新しい施設だということで、平成7年の新築ですからかなり新しいですね。そういう岩間支所の問題、私、互惠互譲の精神がなければ合併は成就できないだろうと思っております。

いつも思うんですが、笠間支所の問題、笠間支所の問題については、先ほど冒頭に、前回の一般質問の中で、市長の答弁、支所をなくすようなことはしませんと。支所機能をなくすことはしませんということなんですが、大事な大事な事務を履行する施設が、老朽化でどうにもならないという状況の中では、果たして支所機能をなくす、なくさない以前の問題で、速急にそれを解決しなくてはいけないのかなと。その次に岩間支所の問題に移るのが私は段階であって、それが地域の住民に対する筋道じゃないかなと思っております。

この部分では、岩間支所庁舎活用ということで、岩間支所に限定された質問というふうにとられてしまうと困るんですが、支所という部分で、バランスのとれた支所機能を私は願っております。対等合併のお約束の2支所、1本庁舎ということで、その2支所の部分として、笠間支所も含めた中のご答弁をいただきたい。

整理しますと、職員で構成された検討会、検討委員会じゃなくて検討会ですね、この構成。その中で、物理的にその重さ、単位はニュートンだということなんですが、この荷重積載の部分についての具体的な検討会の結果、それからこのたびの支所問題について外せない笠間支所の扱いの問題、その辺を支所の問題として再質問いたします。

そして、2番目に、補助金の問題ですが、ここに、これは基本理念なんでしょうけれども、審査とその公表が住民を巻き込んだ議論を喚起しと。要するに、こういう結果が住民を巻き込んで、地域住民に対する活力、そういうものを行政側から導入できればというのが一番理想だと思うんですよ。

つまり私は、補助金というのは、まるっきり民でいいと思うんです。民に対する活性化以外の何物でもないと思うんですよ。しかしながら、この定義というか、補助金の評価表というところを見ますと定義があるんですが、行政の関与性ということ、行政と同じ方向を向かなくちゃいけないんだと。そういう観点から見ていきますと、なかなか今の時代と相反するのかなと思っております。

独自の住民の考え方、話は余談になりますが、県の外郭団体から各地域に、申請があれば、たしか10万円でしたっけね、上限10万円なんかの補助金、この中からいいものを取り上げようじゃないかということで、今度は正規にいろいろな角度から金額も変えて補助をしていこうと、これはアイデアを募っているんですね。

私どもの地元の岩間地区で、蛍の保存、ホテルの里、これが非常にピックアップされて、なるほどなど。一番大事な、補助金を投入することで、行政が本来踏み込まなくちゃいけない部分を民に任せ、さらに民の中に活力ができて、コミュニティーが生まれるという願ったりかなったりという部分に、やはり補助金制度が非常に有効活用されるんであ

ろうと私は思っております。

そういう観点からすれば、本来、この補助金の最終答申の中にも、162項目ですか、全部の補助金、今、市が補助している団体その他について162個、この中で、もし市の考え方と相反する部分、または目的を達成したので終了すべきであるとか、そういう部分に関しては、私は市の指導があつてしかりだと。こういうふうにしてもらったらいいじゃないかとか、こういう方向を向いてくれ、あるいはこういうことをやってくれよと。

要するに、なくすこと、ここで私が補助金見直しと地域づくりについてということでは質問しているのは、検討することが、つまり削ることのみなんです。なぜこの補助金制度があつて、この補助金を受ける団体になつたんだろうと、どういう活動しているんだろう、目的は何なんだろうと、こういうことをもうちょっと掘り下げてみるべきではないかと。

私は総論でいいますが、補助金が民間の活力のために、今はすぐ答えは出ない。しかし、何年後、あるいはこの補助金を持つことでさらなるコミュニティーが生まれる。そういうふう考えたときに、私は、今の区長制度もしかりですが、やはり民間にある程度のものをゆだねるという考え、それが補助金という名目で民に活力が生まれるのであれば、私はそれがまちづくり、地域づくりだと思っております。

そういう意味から、この補助金の問題については、私はもう少し議論すべきであろうということで、議員の一人として思っているわけでございます。私の総論としては、民間に対する市の援助、補助金の部分については、今、結果が出なくても、何年後に、あるいはそういう方向に指導するのも含めた補助制度、補助金をしていくべきだろうと。削ることが改革だということになっていくと、すべてが、むだを省くイコール改革ということになってしまいますので、地域づくりはなかなか思うようにいかないのかなと思っております。その点をもう一度お願いします。

3番目、指定管理者制度についての市長からの答弁に対する再質問でございますが、トリプルウィン、行政と、業者と、市民とみんながいい結果にならなくちゃいけない。その部分は、机の上ではわかるんですよ。ごもっともなことなんです。行政のコスト削減、民間企業が参入することでその企業の経済波及とか効果とか、そして一番大事なのは、住民、市民のサービスを今以上に向上させなくちゃいけない、そして負担は少なくななくちゃいけない。当然、そういう観点から指定管理者制度を導入するわけですよ。

私は、いろいろ地域によってなんでしようけれども、公の施設は、紛れもなく行政の持ち物なんです。所有権は行政にあるべきなんです。ただ、その施設の利益を受ける、その施設を使って利益を受けるのは、市民、住民以外の何物でもないんです。ですから、その部分を機構的に改革して、今以上にサービスがよくなって、負担を軽減する。

そういう観点からしますと、一例を挙げますと、前回これも全員協議会の中で説明ありましたが、「はなさか」というおふろの料金の設定の問題、確かに原油高騰により燃料が上がっているのはわかります。これは当然民間の考えでいきます。としますと、いろいろ

な意味で、市民に対する負担が、民間の考え、民間の扱いでやっていくとその都度変わってしまっていくのかなど。少なくとも料金が上がってしまっている。

私は、よく上げるときに、近隣のあれを見て、ほかがこれだけ高いんだからここもこのくらい上がってもいいじゃないかという妥協させるやり方、それは何の根拠もないと思うんですよ。なぜそういう金額でスタートしたか。それをなぜ指定管理者制度になったときに持続できないのかと。

私は、一点思うんです。基本的に、この指定管理者制度というのは、官民が一体にならずにちゃいけないうるんです。そうしますと、一番大事なのは地域性だと思ふんです。ある地域では、こういう指定管理者制度を地域ぐるみで、何でもかんでも地域ぐるみでやるんじゃないかというコミュニティー組織をつくっている、これは広島県の方なんです、こういうところもありますよ。そうすると、民間で、大丈夫だからここに任せようじゃないかという単純な入札制度のようなことをその指定管理者制度にあてがっていくと、ややもすると、サービスは低下し、負担が大きくなってしまふんじゃないか。ということになりますと、この指定管理者制度の意味は全く本末転倒になってしまうと思ふんですね。

そういう部分で、今、契約それぞれしたと思ふんですが、3年とか5年とか期間がそれぞれの事情であると思ふんですが、5年間たったときに、5年間の中でどれだけそういうしわ寄せが来るかといったときに、もうちょっと議論してから、もちろん公の施設ですから、これも職員レベルでいろいろ議論して、そういう職員の納得する指定管理者制度、指定管理者の導入というのが私は必要不可欠であろうと。現場のプロである職員の意見を尊重したり、当然利用する市民の声を尊重したり、そういうことを考えますと、一朝一夕に指定管理者制度が法の定めによるところだからこうするんだということは、笠間としては、笠間版としては余りそぐわないんじゃないかと思っております。

その点、もう一度お聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） まず、岩間支所の図書館の荷重の問題でございますが、後ほど細かい数字的なものについては担当部長から説明をさせていただきたいと思ひます。

内部での職員での検討につきましては、行政課題検討委員会というものを設置しております。この中で、4回にわたりまして岩間支所の利活用についての検討をいたしました。委員長は副市長がなっておりますのでございます。

それと、その支所の件については、岩間支所、笠間支所、以前から申し上げますように、そこに住民の皆さんが住んでいらっしゃるしますので、行政サービスを行う上では役割は私は同じだと思っております。

ただ、岩間支所と笠間支所の違いというのは、一つには、大きなものとして、建物が新しい部分と老朽化している部分がございますので、その辺は分けて考えて議論をしていく

必要もあると思っております。

次に、補助金の件でございますが、補助金は、市民の税金で各団体に出しておるわけでございますので、やはり行政の目的に沿った形での補助金の支出というのは、私は基本的には必要ではないかなと思っております。

ただ、議員おっしゃるように、私も、すべて削ることだけを目的にしているわけではございません。補助金検討委員会から答申をいただきました。答申でございますので、尊重はしてまいりたいと思っておりますが、それぞれの団体によって事情が違ってくることも十分あり得ます。収入のある団体、ない団体、また規模の大きい団体、小さい団体、例えば剰余金が多くある団体、ない団体、いろいろ状況が違ってくるもございますので、その中では、今後補助団体と十分話し合いを進めながら、新しいこの基準制度の中で決定をしていきたいなと思っております。

それと、市民との連携協働というのは私も掲げておりますので、そういう中では、逆に、団体に市の方から事業としてお願いすることも数多くあると思っております。そういうときには、当然お願いして、費用のかかるものについては助成なり補助金なりの対応というのは必要だと思っております。

基本的な考えとしては、私は、運営費補助から事業費補助と、そういう形で考えております。

それと、ことしの4月から始まりましたまちづくり市民活動助成金というものをスタートをさせていただきました。これはまさしく、住民のコミュニティー、自主活動、そういうものに助成をしていこうと。それが、先ほど申しました一つの市民との連携と協働にもなりますし、今、コミュニティーの崩壊的なことが言われている中で、自主活動を支援する上での一つの助成金ということで新しい制度をつくらせていただいて、ことしは15団体に助成をさせていただいたところでございます。

次に、指定管理者の件でございます。もちろん指定管理者については、制度ができたからそれを何でもかんでもやっていくということではございません。指定管理者をすることによって、行政が直営で行っているよりは、もちろん市民サービスの向上、先ほど申しましたように経費の削減、施設の有効活用、そういうものが図られるものについて指定管理者制度を導入していきたいなというふうに考えておるところでございます。

笠間独自の考え方というものがあってもいいのではないかなというご質問もございましたが、指定管理者公募でやっているところと、今までと同じように公募しないで直接その団体をお願いしているところ、いろいろございます。他の全国の市町村の中では、住民活動を支援するという意味では、地域の住民の団体に限って公募して指定管理者制度の中で指定をしているようなところもあるわけでございますので、そういう考え方も、私も一つの考え方ではないかなと思っております。

それと、指定管理者につきましては、もちろん管理をお願いしたから行政は切り離すと

いうことでなくて、毎年のもちろん報告は受けて、課題については整理をさせていただきながら、次の年度でよりよいサービスができるようにそこはよく話し合い、必要なときには指導をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 西山議員の2回目のご質問にお答え申し上げます。

公民館、それから図書館ということで、特に図書館の図書の荷重に伴いますご心配ということになるかと思えます。

これについては、当然、図書の荷重というのは相当な荷重になることが予測できました。そういった関係で、図書をどういうふうに配置するかということを含めまして、最大のマックスでの総重量を計算いたしました。それによりますと、11万6,570キログラムということで、これに人が入りますので、人の重量も含めました総荷重が18万9,170キログラムでございます。

1,210平米を図書館として活用しようということで計画をしているところでございます。この中で単位面積当たりの荷重でございますけれども、158キログラムということでございます。最大で180キログラムまで耐えられるという構造を用意しておりますので、十分この利用が可能ということで判断をしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 失礼しました。事務室の荷重でございますが、特に共用スペースとして予定をしております会議室、ここでの荷重でございますけれども、総荷重で4万7,423キログラムでございます。面積で185平米でございます。単位面積当たりの荷重では256、330キログラムまで可能ということで、これについても十分活用ができるということで判断をしております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 前後しちゃいますが、耐え得る基準が330キログラム、3,000何百ニュートンとかいう数字になるんでしょうね。330キロということになりますから、2階のフロアで耐え得るんだと、そういう意味でよろしいですね。それは最大を考慮してということですね。わかりました。

一つに、支所の利活用については、1階に支所機能、当然これは1階でしかるべきですね。今のこのバリアフリーの時代に、2階などということはあってはおかしいと思うんですよ。当然1階ということはわかるんですが、さてそこで、2階の図書機能、それから1階の事務機能、支所機能ですね。それと、1階の同じフロアにボランティアも含めた福祉

の部分、果たしてそういう複合的なことで大丈夫でしょうか。

当然、農業委員会の事務局の問題、それから委員会の開催されるべく会場の問題、こういうことも出てくると思います。支所の扱いについては慎重にすべきだと思うんですね。

今、写真の提示をして私が何を言いたいかというと、支所がなくなってしまうんじゃないかということをお願いなんですよ、わかりやすく言えば。だから、看板も変えないで、例えば出張所になるかもしれないし、あるいは支所がなくなってしまうかもしれない。だから、そのとき初めて何か違う庁舎名がついて、看板を変えるんだということなのかなというのが、私の率直な意見です。また、そういうことが合併後住民に周知されるべき合併の成果だと思うんですね、名称が変わるということは非常に大事なことなので、そういう部分が、私は不安要因の一つであろうと思っております。

それから、その支所機能については公民館機能も含めたということになりますが、現在の公民館の事情、これは常磐線の西側に位置しているわけですが、今後東側の開発がかなり急速に進むと思われれます。そこに来て、常磐線を横断する部分ということになりますと、限られております。

西側の活性化、あるいは西側のフォローということで、私は、以前に市長の選挙公約の中に、公民館の建て直しというか、そういう公民館に対する思いを地域住民に打ち明けていたということについて、私は地元地域の議員としてお願いしたいことがあるんです。

支所利活用については、まだまだ議論すべきことがあるでしょうけれども、利活用という観点からすれば、岩間駅の西側にありました旧岩間役場庁舎跡地、これは合併後すぐに当時の総務委員会で視察しております。あれだけの一等地を公の公有地として何か活用できないのかという部分を含めてなんです。そういう意味で、西側の部分の活性化を念頭に考えますと、その公民館施設にかわるものがああいう場所に計画できれば、非常に明るい合併の成果かなと私は思っております。

これは市長の考え方のみならず、住民との間でいろいろ議論していくべきことかなと。まず、議論すべきことが大事なかなと私は思っております。

その点、市長は、本当にまめに地域を回ってコミュニケーションをとっております。我々、本当に理解があってもなくてもいいような状況のときも、正直言って感じ入るときがあります。私はいいことだとは思いますが。それはなぜかということ、我々も刺激をされて、議員が議員たる活動すべきであると私も思っておりますので、市長の活動を続けていただいているかなと思っております。そういう中で、そういう声が出ましたら、取り上げていただいて、地域のためにというふうに思っております。

それから、補助金のことについては、何回も言いますが、総論で、民間の活力のために行政がしかるべき補助をしていくんだという前提のもと今後進めていくと。大事なことは、検討委員会の答申がすべてではないんだということが市長のお言葉の中にありましたので、私はしかと受けとめました。

指定管理者制度については、今後そういう指定管理者制度の見直しの部分出てきた場合に、柔軟な考え方、それは地域密着型に私はするべきだと思うんです。これは官が手を放す、ただ、今言ったように放し切れない部分がかかなりあるわけですね。そういう部分は、地域密着型で、連携をとって、つまり協働していただきたい。私は、切にこの部分はお願しいいたします。

時間がないので、これで一般質問終了させていただきますが、笠間支所、市長、最後に笠間支所の問題を本当に具体的に考えていただいて、全体の構想をもう一度お聞かせ願いたいなど。この段階で答弁ができなければ次回でも結構ですが、笠間支所を優先順位にすべきであると私は思っておりますので、2支所の問題をそこに統括して考えていただきたい。別物ではないと。別物だと言いましたけれども、私は別物ではないと思っておりますので、その点を考慮していただいて、最後に市長から一言お願いします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） まず、岩間支所の件でございますが、1階に支所の機能を現在のまま維持していくというのは、私も当然のことだと思っております。

図書館、公民館等の活用については、今、いろいろご意見をいただいたり、議論をさせていただいております。農業委員会の方につきましても、会議場の問題がございまして、現在、農業委員会の方と協議をさせていただいているところでございますので、ご理解を得ながら進めていきたいと思っておりますし、もちろん支所機能については廃止するというような考えは全くございません。

それと、現在の公民館周辺、いわゆる常磐線を挟んで西側の部分については、最終的に議会の同意も、予算も得て、現在の構想が進んだ場合には、あそこの公民館と図書館の今後をどうしていくか、既存建物も含めまして、住民の皆さんにも意見を聞きながら、よく議論をして検討をしていきたいと思っております。

それと、新市になりまして、市内には市の所有する行政財産、土地が大分ございます。こういう市の財産の有効活用をどう図っていくかということ、市の内部においてやはり委員会を立ち上げまして、これから議論をスタートしていくところでございます。

もちろんそういう中では、岩間地区にも市の行政財産はたくさんございますので、そういうあいている土地をどう活用していくかという中で議論をさせていただきたいと思っております。

それと、笠間支所につきましては、先ほど来申し上げているとおりでございます。老朽化が激しい中でどうしていくか。まず、笠間、岩間の支所に限らず、両方の支所の今後の将来に向けての機能、組織、それと今後の行政サービスのあり方、そういうものを含めて、支所にはこういう役割が必要だということ、それをまず議論をして、それもそんなにのんびりした話ではございませんので、笠間支所が相当老朽化しておりますので、その辺をよく議論

して、それに沿った形で支所を位置づけをして、整備が必要なものについては整備をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

11時5分に再開します。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） 10番石松でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

経済成長の発展とともに大量生産、大量消費が急速に進み、私たちはさまざまな環境問題に直面しております。廃棄物の不法投棄、ダイオキシン汚染のように生活に直接影響すること、地球温暖化、野生生物の種の減少など地球と生物の生存にかかわることなど、環境問題はたくさんの課題を抱えております。

我が国が昭和40年前後に世界で最も早く体験した環境問題は、大気汚染、水質汚濁でした。廃棄物については、昭和30年代後半からの高度成長期の資源エネルギー浪費に対する批判、昭和46、47年の東京ごみ戦争がありました。また、資源と経済成長の関係についての認識を一層深めることになった昭和48年の第1次オイルショックもありました。これらは公害、廃棄物の増加、資源エネルギー浪費という三つのゆがみの結果だと言えます。

現在、大気汚染や水質汚濁の対策はかなり進んでおりますが、廃棄物や資源については、なお多くの課題を残しているのではないのでしょうか。

笠間市でも、環境基本条例に基づき、市民、事業者、行政が一体となりながら環境基本計画の作成が進められております。その具体的な内容に関する質問は、計画案ができ上がるのを待ってからにしたいと思いますが、廃棄物対策に関して、最近苦情が多くなっておりますごみの野外焼却と犬のふんによる被害、そして厨芥ごみの減量化に関する笠間市の取り組みについてお伺いいたします。環境基本計画の策定過程で議論されていることがあれば、それらも含めてご答弁をいただければと存じます。

まず、ごみの野外焼却についてお尋ねをいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、平成13年4月1日から、一部の例外を除き、廃棄物、すなわちごみを野外で焼却することが禁止されました。また、平成14年12月からは一定の構造基準を満たさない焼却炉の使用も禁止され、家庭用の焼却炉のほとんどは、この基準を満たしていないため使用できなくなっております。

ところが、野外焼却に関する規制等の情報が市民に広く理解されていないためか、私のところにも多くの苦情が寄せられております。その主なものは、剪定した枝や落ち葉、枯れ草などを焼却して発生する煤煙、時には事業所による事業ごみをいまだにドラム缶で焼却しているものも見られ、その煙が自宅にまで入り込んで洗濯物ににおいがついたり、煙い、臭いというものです。プラスチックなどを含んだごみの野外焼却は、ダイオキシン類の発生の危険性だけでなく、人によってはぜんそくの発作などを誘発する場合があります。

また、特に近隣がその発生源であった場合には、近所同士だとなかなか注意しづらいという問題もあります。

私は、これらを解決するには、市民一人一人が環境への関心をさらに高め、ルールをよく理解していくことが一番重要であるかと思えます。

そこで、3点についてお尋ねをいたします。

1点は、ごみの野外焼却はどのような物質が法律で禁止されているのでしょうか。また、笠間市として例外行為、つまり法律の適用除外で焼却できるごみを定めているのでしょうか。そして、その例外行為ごみを焼却する場合、焼却許可は必要なのでしょうか。許可証のようなものを発行しているのでしょうか。

2点目は、例外ごみを焼却する場合、消防法との関係はどのようになっているのでしょうか。

3点目に、市民に野外焼却に関する情報を発信し広く理解していただくための広報活動が不足しているのではないかと思います。これまでどのように市民への啓発が取り組まれてきたのか、お伺いいたします。

次に、通告の二つ目として、犬のふんによる被害についてお尋ねをいたします。

これは市民一人一人のモラルの問題であることは十分承知しているところでございますが、住宅地や公園など余りにもひどい現状が見受けられます。国においては、動物の愛護及び管理に関する法律の第2章第5条、動物の適切な飼育及び保管に、飼い主の責務として、動物の生理を理解し、財産に害を加え、近所に迷惑をかけないようにと定めてあります。犬のふん害は法律違反であることをもっと市民に周知させることが必要ではないでしょうか。これまで市としてはどのような方法で取り組まれてきたのか、お聞かせください。

次に、通告の三つ目の厨芥ごみの減量化についてであります。

厨芥ごみの減量化に入る前に、一般廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により市町村が行うことと定められております。その法律の中で、第6条に、一般廃棄物処理基本計画を策定しなければならないと定められておりますが、本市ではまだ検討中ということで策定が具体的になっておりません。なぜ早急に策定しないのか、理由をお聞かせください。

厨芥ごみは、一般的に、燃やせるごみの中の50%を占めていると言われておりますが、笠間市の場合、収集されたごみの中で厨芥ごみはどれぐらいの割合を占めているのでしょ

うか。また、学校や保育園、給食センター、市立病院、福祉施設などから出た厨芥ごみは現在どのように処理されているのか、お伺いいたします。

さらに、笠間市総合計画には、廃棄物対策の体系の一つに循環型社会の推進とうたわれておりますが、厨芥ごみを資源化すれば、ごみの減量化だけでなく、循環型社会の推進にもつながります。厨芥ごみの資源化、減量化について、笠間市としてどう考えておられるのか、今後どのように進めていかれるのか、お聞きいたします。

次に、通告四つ目の水道事業について、3点にわたって質問いたします。

水道運営審議会の答申を受けた上で3事業3会計を平成21年度までに統一をする、水道事業基本計画の中で水道料金統一の時期を明確化し、段階的に統一を図るということになっております。しかし、起債残高が、笠間水道事業会計約32億円に対し、友部水道約17億円、岩間水道約7億円ですから、これまでの水道事業に対する投資額に大きな差があること、さらには給水原価が笠間362.8円に対し、友部188円、岩間189.7円と大きく差があるなど、三つの地域の水利条件の違いが事業統一の妨げになっているのではないかと推察をいたします。

しかしながら、合併をしたわけですから、笠間市民が等しく安全で快適な水の供給を受けるには、私はできるだけ早く事業の統一を図っていくべきではないかと考えております。

そこで、一つは、水道運営審議会での料金統一に向けた基本方針やタイムスケジュール、住民からの意見聴取、住民説明会の開催などについてどのようになっているのか、お尋ねをいたします。あわせて、水道事業基本計画の策定の進捗状況についてもお知らせをください。

二つ目は、アスベスト対策についてお尋ねをいたします。

笠間市内には、アスベスト管が40.8キロメートル残っており、下水道工事に合わせて布設替えしていると聞いておりますが、具体的なアスベスト管布設替え計画はあるのでしょうか。また、撤去されたアスベスト管はどこへどのような経路で処分をされているのか。アスベストにかかわる作業をする際は、石綿作業主任者が必要となってきます。施工業者には徹底されていると思いますが、それらの対応についてお伺いをいたします。

三つ目は、鉛管が旧友部地区内に272件、1,375メートル残っていると聞いておりますが、これらの鉛管の現状と、市としてどのように対応されているのか、お聞かせください。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 石松議員のご質問にお答えいたします。

ごみの野外焼却はどのような物質が法律で禁止されているかのご質問ですが、平成12年6月の法改正により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2において、物質が法律で禁止されているのではなく、廃棄物の焼却を禁止しております。

ただし、例外として、廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却、他の法令、またはこ

れに基づく処分により行う廃棄物の焼却、公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として、政令で定めているものがあります。また、政令で定める中に、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などがあります。

市といたしましては、例外行為でのごみ焼却は定めておりません。したがって、焼却許可証などを許可する規則はありません。

次に、消防法との関係についてですが、火災と紛らわしいものについては届け出をする必要があります。

これまでにどのように市民への啓発が取り組まれてきたかということですが、生活ごみの焼却など認められていない行為に対しましては、通報などを受けたときは、現地に出向き、野焼き行為をやめさせるなど迅速に対応してまいりました。特例として認められている行為でも、周囲の人家からの苦情がある場合は状況に応じた対応をしております。

今後も、不法な野焼きの防止のため、家庭ごみの適正な処理方法については、広報や回覧等により継続的に周知するとともに、特例として認められている野焼きについても近隣に対する配慮を促すなど、指導の徹底を図ってまいります。

次に、犬のふんによる被害についてですが、動物の愛護及び管理に関する法律及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例に、動物の所有者の責任として、公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にしたり、人に迷惑をかけたりしないことと規定されております。

これまで犬のふん害の飼い主への啓発といたしましては、毎年4月に行っております狂犬病予防集合注射及び6月に行っておる追加集合注射の実施時に、ふんの処理を含めた犬の飼い方のチラシを配布しております。

今までの犬のふんについての啓発としては、市報3月号に「ルールとマナーを守って犬を飼いましょう」を掲載、「広報かさま」お知らせ版8月23日号にも同様の文章を掲載いたしました。

また、区長さんを初め、地域の方よりふん害の苦情があったときは、その地域への広報、立て看板の配布を行っております。さらに、茨城県動物指導センターと連携して、ふんの後始末をしない方が判明された場合は、直接その本人に注意を行っております。

犬のふん害につきましては、飼い主のマナーの問題かと存じますので、排せつ物によりまちを汚さないようさらなる広報活動を行い、飼い主の責任を喚起するとともに、動物指導センターと連携をし対処してまいりたいと思います。

次に、厨芥ごみの減量化についてでございます。

一般廃棄物処理基本計画の策定についてでございますが、友部、岩間地区が平成16年3月に策定し、現在4年目であります。笠間地区は平成18年3月に策定し、現在2年目となっております。この基本計画は5年ごとに見直すこととなっておりますので、友部、岩間地区については平成20年度に、笠間地区については平成23年度に見直しを予定して

おります。

なお、この計画については処分計画を伴うことから、笠間地区はエコフロンティアかさま、友部、岩間地区は笠間水戸環境組合でそれぞれ廃棄物の処理をしておりますので、現行の一般廃棄物処理基本計画で対処しております。

また、平成20年度の見直しに当たりましては、友部、岩間地区は笠間水戸環境組合で処理しておりますので、水戸市、旧内原町を含めた計画の策定となります。

次に、厨芥ごみの排出量についてですが、平成18年度の可燃ごみは、笠間地区約7,900トン、友部、岩間地区1万4,500トン、合わせて約2万2,400トン、そのうち約15%の3,300トン程度が厨芥ごみと見ております。

厨芥ごみの処理状況ですが、学校につきましては、笠間地区は、小学校6校に生ごみ処理機を設置し、一部堆肥等へのリサイクルに取り組み、他の学校については笠間学校給食センターへ引き取り、可燃ごみとして処理しております。また、友部地区におきましては、学校については可燃ごみとして処理をし、岩間地区におきましては、岩間学校給食センターへ引き取り、消滅型の生ごみ処理機により処理しております。保育園については、笠間地区、友部地区とも可燃ごみとして処理をしております。福祉施設につきましては、社会福祉協議会笠間支所では生ごみ処理機を設置し、友部本庁、岩間支所は可燃ごみとして処理をしております。民間の福祉施設等については、可燃ごみとして処理をしております。なお、市立病院などからの厨芥ごみについても、可燃ごみとして処理をしております。

厨芥ごみの資源化の減量についてとのことですが、友部地区については以前から堆肥化について調査検討してきたわけですが、生ごみの収集から中間処理、そして販売までのすべての経過において非常に大きな労力と費用を要することの結論でした。

地球温暖化が問題になっている中で、生ごみの資源化も以前からの問題でございますが、そのようなことから、もっと費用や場所をとらずに資源化を図れないかということで、環境基本計画の策定において、生ごみコンポストによる家庭での堆肥化の推進や、飲食店から出る生ごみを家庭の肥料として利用促進するための取り組みなども検討しているところでございます。

今後とも、市民の理解と協力を得ながら対応を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 10番石松議員のご質問にお答えいたします。

水道運営審議会での基本方針についてでございますが、笠間市水道事業は、旧事業を引き継ぐ形で三つの水道事業が存在し、事業や支出の統合がなされていない状況となっております。

厚生労働省では、平成16年度に水道ビジョンを策定し、各自治体に地域水道ビジョンの

作成を求めています。このような背景から、笠間市水道事業は、笠間市総合計画を念頭に、効率的な事業経営のもとで安心して安全な水の供給確保、災害時にも安定した給水を行うため、笠間市水道事業基本計画を策定し、今後の方向を明らかにするものでございます。

ご質問の料金統一に向けた基本方針ですが、水道法及び地方公営企業法において料金の原則が定められております。公平妥当であること、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とすること、地方公営企業法の健全な運営を確保することができるものであることがうたわれております。

水道料金の統一につきましては、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測とこれに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ効率的な経営のもとにおける適正な営業費用に水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定することを基本方針としております。

タイムスケジュールや住民からの意見聴取でございますが、笠間市水道運営審議会は、平成19年1月31日に諮問し、今年度まで5回開催しております。平成20年3月ごろには答申素案をいただき、その後パブリックコメントへ提唱し、市民のご意見をいただき、再度審議会において市民の意見を反映した上で答申をいただき、決定をしております。その後、住民説明会につきましては、広報、水道課ホームページ等で広く公表し、周知を図っております。

水道事業基本計画の策定の進捗状況でございますが、現段階では、給水人口や水需要の予測、水道施設の年次計画等の審議をいただいたところでございます。

次に、アスベスト管の布設替えについてでございますが、先ほども申し上げました笠間市水道事業基本計画案において、笠間地区については平成32年度までに年間3,000万円から5,000万円で、友部地区については平成37年までに年間3,000万円から7,000万円で、岩間地区につきましては年間1,000万円で平成28年度までに、それぞれの布設替えの年次計画案を立案し、水道運営審議会においても提案し了解をいただいております。

石綿管布設替え更新事業や下水道等の工事により発生した石綿管は、ブルーシート等で梱包して保管し、中間業者により搬送し、財団法人茨城県環境保全事業団エコフロンティアかさまにて処分をしております。

石綿作業主任者については、平成17年2月24日に石綿障害予防規制が制定され、規則第19条及び第20条において作業主任者について明記されており、事業者、請負者は特定化学物質等作業主任者技術講習を修了した者から石綿作業主任者を選任するように規定しており、指導につきましては、平成17年度に制定後、各事業者に労働基準局より特定化学物質等作業主任者技術講習を受講するよう周知されております。

笠間市水道課では、請負業者に対し、石綿管撤去作業を行う際には、石綿管作業主任者の資格を確認し、安全に作業するよう指導しております。

石綿管の撤去に当たっては、石綿管の切断等は避け、継ぎ手部で取り外すことを基本と

しております。やむを得ず石綿管の切断等を行う場合には、管に水をかけるなど湿潤状態にして石綿粉じんの発散を防止しており、今後も各事業者へ指導をしております。

次に、鉛管への対応につきましては、先ほどの石綿管同様、笠間市水道事業基本計画案において、平成21年度から23年度にかけ布設替えを計画しております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） もう少しお聞きしたいところがありますので、幾つか再質問させていただきます。

ごみの野外焼却については、物質が法律で定められているのではなく、廃棄物の焼却が禁止されていることだというのはまさしくそのとおりでございますけれども、私が大変心配というか、住民の方にも必ず言われますのは、例外として法律で適用外として野焼きだとか農業関係のやつ等々認められているものがございます。

そういうものについて、その燃やしているものの中に、体に害になるものがあるのか、ないのかということが非常に心配をされているわけですね。今の状態をお聞きしますと、確かに火災と紛らわしい場合は消防法において届け出をしなければいけないということなのでしょうが、それ以外の場合は、自由に、法律がありますから自由にではないでしょうけれども、一定制限はありながらも自由に野外焼却をやると。住民から苦情が出て、煙等々が見えて苦情が出れば市役所の方で職員の方が見回っていると、そういう状態だと思うんですけれども、私は、ルールとして、中身ですね。やはり住民が心配しないで済むようなそういうルール、苦情者も自分の体が心配なわけですから、そういう対策ということが私は市に必要ではないかなと思うんですが、そのあたりの市民の要望といいますか、声といいますか、そういうものを受けとめていただきたいと思うんですが、その辺の対策についてどう考えられるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは、苦情があれば見回るということになっておりますが、残念ながら事業者の方が、先ほども申し上げましたが、いまだにドラム缶で廃棄物を焼却されているところがございます。こういうところについては、市として把握をされているのか。

また、これは廃棄物焼却法において、個人の場合は、この法律に違反した場合は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金またはこの併科、法人の場合は、5年以下の懲役または1億円以下の罰金またはこの併科ということが法律に定められているんですけれども、こういうものを適用してというか、基準にしてきちんとやっていただけなのかどうかということを確認をさせていただきたいと思います。

それから、もう一つは、これが私は一番大事だと思うんですが、私も住民の皆さんから野焼きのことをいろいろ言われます。また、お話をしますと、今度は農業をやっている方からも、農業としてはどうしても野焼きをせざるを得ないということも言われております。そういう状況の中で、私自身、議員をやっておりますけれども非常に悩むんですね。

どうしたらいいものかと悩みます。議員でも悩んでいるわけですから、担当部の職員の方はもっと悩ましい問題を抱えられているだろうなと思うんですけども、しかし、私はここを乗り越えていかなきゃいけないんじゃないかなと。いかないと、この問題は解決をしないんじゃないかなと思うんですね。

先ほど質問の中でも申し上げましたけれども、いわゆる住宅地にお住まいの住民の方と、それから農業をなりわいとされている方々が、お互いに環境に関心を持って、共通理解、共通認識をつくっていくということを抜きには、私はこの問題は解決をされていかないだろうと思うんです。

笠間市を見ますと、専業農家1,201件以上、兼業を含めると3,300件以上ございます。でも、一方では、下水道が通るのに従ってますます住宅地も拡大をしてきております。そういう状況を抱えているからこそこの問題を早期に解決していく、そのために環境基本計画策定の中でテーマを絞って、きちんと私は議論をしていくことが必要ではなからうかと思っているわけですけども、とりわけその辺の議論について、計画策定の中でどういう議論がされているのかということをもう少しお聞かせをいただきたいと思います。

それから、犬のふんの被害については、これもまた質問の中で申し上げましたが、極めて市民のモラルの問題でありますから、どうこうするということはできないと思うんですが、ただ、ルール、マナーを守ってということを広報宣伝をするということ、あるいは動物指導センターと連携をするということ以外に、もう少しペットを飼っていらっしゃる方々の問題意識をレベルアップさせていくという、そういう工夫が私は必要じゃなからうかなと思うわけです。

ただ、私が申し上げているのは、農村部ではなくて住宅地、あるいはこの市役所の前の市街地の問題に限ってということでご理解をいただきたいんですけども、そういうところについては、例えば環境問題に非常に厳しい滋賀県あたりでは、市民からふん取りグッズというものをみんなに発案をしてもらって、市民のペットを飼うルールの問題意識を高めていったりだとか、あるいは東京なんかでは、ここは動物指導センターがすぐ近くにありますが、獣医さんをお呼びして犬の訓練を飼い主さんと一緒に市が主催してマナーアップの講座をやるだとか、そういう工夫もされているわけですね。

私も、もちろん看板が出ているのも知っておりますし、広報で十分書かれているということも知っております。しかしながら、さっき言ったような状態が、特に住宅地においてはあるわけですから、もう一步工夫した、レベルアップした市の取り組みなり、地域の取り組みということをぜひとも提案をしていただきたいんですけども、先ほどの答弁では、今までの繰り返しをやるというふうにはしか私には受けとめられなかったので、その辺もう少し突っ込んだご答弁をいただけないでしょうか。

それから、厨芥ごみの減量化の問題については、これも合併前、友部町議会の中では、生ごみ処理機への補助金の問題、あるいは宮崎県の綾町などに議会で視察などに行きまし

て、生ごみの堆肥化、あるいは循環型農業の問題について議会の中で議論をしてまいりました。生ごみ処理機の補助については、たしか答弁の中では、途中でやめてしまう方がいらっしゃるから果たして効果があるのかどうかということも含めて、検討していきますというような答弁がされたような記憶もございますし、生ごみの堆肥化については、塩分の濃度の高いものが生ごみの中に含まれておりますから、これも堆肥化というのは非常にお金がかかって、先ほどの答弁の中にもありましたが、難しいということも私は聞いているんです。

ただ、農村集落排水事業から出てくる汚泥については、民間の導入も考慮して考えていきたい、堆肥化を考えていきたいということ言われたような記憶がございます。

循環型農業の取り組みで、旧友部町の話ですけれども、4名のエコファーマーが資格を取られたりとか、そういう成果も上がっているわけですね。

そういうことを過去議論してきたという経過があるんですけれども、総合計画を見ますと、先ほども申し上げましたが、循環型社会の推進ということが書いてありまして、その中に具体的にどう進めるのかなというふう読み込んでまいりますと、出ているのは3Rですね。いわゆるリデュース、リユース、リサイクル、ごみの減量、再利用、再使用と。私は、これにリフューズ、要らないものを断るということも入れて4Rにすべきだと思うんですが、これは個人の意見ですけれども、3Rということが書かれていますが、それ以外に具体的なことは書かれていないわけですね。

ところが、先ほど申し上げましたように、議会の中では、過去、合併前には議論してきた経過もあるわけですけれども、そういうことを含めて、循環型社会を推進していくためにどういう取り組みをしようということが環境基本計画策定の中で議論されているのかということも、もう少しお聞かせをいただきたいと思います。

厨芥ごみの減量化、生ごみの減量化、資源化というのが、非常に費用の問題として難しいというのは理解をしているわけですけれども、しかし循環型社会を促進をしていかなきゃいけないわけですから、その辺の具体的な話を、出ていけば聞かせていただきたいと思えます。

それから、水道事業計画についてですけれども、私ども市民は、水道料金が幾らになるのかというのがどの時点で出てくるんですかというのが、一番の関心事なんですね。

先ほど質問の中でも言いましたけれども、水道運営審議会の答申を受けた上で3事業3会計を21年度までに統一をして、水道事業基本計画の中で水道料金の統一の時期を明確化するという事なんですけれども、ご答弁の中では、5回運営審議会が開かれて、20年3月ごろに答申を執行部としてはもらうんだということは言われたんですが、この過程の中で、20年3月に答申が出ますから、その後に料金統一の時期の明確化というのは出てくるんでしょうか。その辺のところをもう少し詳しく教えていただきたいということです。

それから、アスベスト管です。笠間が平成32年、友部が37年、岩間が28年ですね。今、

平成19年ですよ。これ何年後なんですかね。私は、平成37年になくなる、これは計画的に本当にやるということなのかという大きな疑問を感じるんですが、これはお金の話だけではなくて、アスベスト管を減らしていくということを主眼にしたアスベスト管布設替え計画というのを水道事業の中でお持ちなのかどうか、あるいはつくっていくということを経た上でこういう結論が出ているのかどうか、その辺をお聞かせを願いたいということです。

それから、アスベスト管の処置の問題、アスベスト作業、私も先ほど答弁の中にありました厚生労働省の健康局が出した石綿対策の手引きというのを読んでいるんですけども、残念ながら水道工事をしている現場に行きますと、このとおりにやっていない現状がございます、率直に申し上げます。

石綿管を作業しているところは、石綿管作業しているんだという立入禁止の札を掲げなきゃいけないというふうに書いてあっても、していないところがあるんですけども、ちゃんと指導しているということをお答弁されたんですが、そうではない部分があるんですけど、この辺が本当にどうなっているのか、もうちょっときちんと答弁をいただきたいと思っています。

それから、鉛管のある場所、これはどの辺なのか、どこが一体残っているのかということをお私はいちおう伺いたいのと、その地域について市としてどういう指導を、鉛管は結局体に悪いわけですから、特に子供なんかいますと、鉛の影響というのは蓄積をしていきますから、これは大きな問題だと思っております、そのところをもう少し具体的にご答弁をお願いしたいと思います。

以上、再質問です。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 先ほど3回目の厨芥ごみの減量化について、私の方で「じんかいごみ」ということで話しましたので、「ちゅうかいごみ」ということでご訂正を願います。

石松議員の2回目のご質問にお答えいたします。

野外焼却の対策でございますけれども、新たなものといっても、なかなかいい案がありませんのが現状でございます、同じような答えになるかと思うんですけども、やはり野焼きに対する通報等がありましたら、職員が現地へ赴きまして対応するという事で、現在は、時節柄、果樹の剪定枝、枯れ枝、落ち葉などの野焼きの苦情が多く寄せられております。このようなときは、周辺住民に配慮し、時間や風向きなどの注意しながら、においや煙が立たないように気をつけて燃やすようお願いしております。中には、家庭ごみを庭先で燃やしたということもありますので、このときはすぐさま火を消すように指導しております。今後とも、不法な野焼き防止するためには、周知の徹底に努めてまいりたいと思っております。

また、違法な野外焼却につきましては、職員が現地に赴きすぐに消火させております。また、大規模な野焼きなどにつきましては、警察、県の職員と同行しまして、消火するなどの指導の徹底を図っております。

今後とも、廃棄物処理法の罰則規定も含めまして広報に努め、住民の皆様のご理解を得ながら適正な指導に努めてまいりたいと思います。

次に、共通認識や共通理解をつくる必要があるのではないかと考えてございますが、これは大変難しい問題でございます。環境基本計画策定の中でも、市民懇談会などを設置しまして、市民の声を聞かせていただいておりますが、なかなかいい案が出ないというのが現状でございます。

その中でも、農業のための野焼きに対する地域住民との絡みについては相互に理解できない問題がございますので、農業関係機関等と連携を図りながら、この環境基本計画を広く市民に普及を図りまして、野焼きについても相互理解が図れるように啓発していきたいと思っております。

次に、犬のふんの飼い主のマナーの対策でございますけれども、これらにつきましても飼い主のマナーの問題が相当ございますので、排せつ物によりまちを汚さないように、さらなる広報活動を行うとともに、茨城県動物指導センターと連携をしまして、ふんの後始末をしない方が判明した場合には、直接本人に注意を促して飼い主の責任を喚起して対処してまいります。

また、今後、いろいろそういう対策等につきましては調査検討しながら進めてまいりたいと思っております。

次に、循環型社会の推進をどう進めていくかとのことでございますが、現在、笠間市におきましても環境基本計画策定しております。この中で、笠間環境市民懇談会では、環境基本計画に市民の意見を反映させるために、市民の視点からの問題や課題、意見、要望、提言をいただく措置として、ことしの3月に行った一般公募による市民21名、事業者5名で構成しております。今年度、7回の会議を行いました。

厨芥ごみにつきましては、懇談会の中につくった三つの分科会のうちの地球環境分野分科会で主に議論をいたしました。主な意見としましては、生ごみ処理機の補助の必要性や、電動の生ごみ処理機は使いづらい、コンポストの方がよいのではないかと、利用者へアンケートを行ってはどうか、生ごみの飼料化や堆肥化、ごみ発電の利用、ディスポーザーの集合住宅の有効性などがございました。これらの意見を踏まえ、環境基本計画の施策としてごみ減量化の推進を盛り込んでおり、生ごみ処理機補助制度と生ごみ堆肥化を検討しております。

この中でごみの減量化の推進でございますけれども、議員の方から、3R、また4Rという話が出ましたけれども、ごみの減量化の推進としましては、3R運動の啓発活動を通じまして、ごみの減量化、再利用、リサイクルに関する意識の普及啓発、あとは生ごみ処

理機補助制度によります、コンポストもございますけれども、家庭におけるごみ減量化の推進、あと、これはなかなか難しいと思うんですが、剪定枝、あと畜産排せつ物の堆肥化というのがございます。あとは、農業集落における汚泥の堆肥化、環境配慮商品エコショップ、買い物時のマイバッグの持参など、レジ袋の有料化、いろいろとございますけれども、そういうものを含めながらごみの減量化の推進を図ってまいりたいと思います。

今後とも、環境市民会議懇談会は続けておりますので、その方たちの意見をいただきながら、市の施策や事業の実施状況及び計画全体の状況など意見や提案をいただきながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 再質問にお答えします。

事業を統一する際の水道料金は幾らか、また料金改正案を市民に提示するのはいつごろかということでございますが、水道料金改定及び時期につきましては、現在策定している水道事業基本計画の中で明確にしていきたいと思います。そして、20年3月ごろには答申素案をいただきまして、先ほど申しましたように、その後はパブリックコメントをいたしまして、再度審議会の方で審議をいただきまして、決定をさせていただきたいと考えております。

次、アスベスト管がなくなるのはいつごろかということでございますが、水道施設整備年次計画案の中で、笠間市水道事業の安心な水道施設の構築ということで、老朽施設の計画的な更新の中で、石綿管更新計画として事業を計画しているものでございます。

次に、工事現場内において石綿管対策のとりの看板等をしていないところが見受けられたということでございますが、実際にそのような指導しておりますが、たまたま工事現場でそのようなことがあるとすれば、今後ますます指導を徹底してまいりたいと思います。

これについても、石綿管の事業に対して、平成17年ということで期間的に周知徹底も若干手薄なのかなと考えておりますので、なお一層指導をしていきたいと考えております。

次に、鉛管のある場所、該当者は知っているのか、市としての指導は行っているのかというご質問でございますが、具体的な場所については、昭和56年に大規模開発により分譲されたところで、配水管から給水管への接続部分に使用されているものでございます。

該当者が知っているかについては、開発されたエリア内で現在までに40カ所ほど漏水処理を行っておりますので、隣接の方でご存じの方もいるとは思いますが、市としての指導につきましては、漏水修理等の際にお話をしているときに、朝夕最初の水を使うときや旅行など長期間水道をしなかったときには、バケツ一杯程度の水は洗濯機に使用し、飲用以外に使用するよう説明をしているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 後ろからも声ありましたけれども、よく要を得ない答弁で、私

は何をやっていただけなのかがよくわからないんです、正直申し上げます。

それで、一つは、ごみの野外焼却の問題、それから犬のふんの被害の問題、それから厨芥ごみの減量化の問題に通じて言えることなんですけれども、先ほどの西山議員の質問の中にも市民との連携という話が出ております。それから、まちづくり市民活動の助成金の話も出ておりましたが、市民の視点からの意見を聞くだとか、あるいは法律に決まっていることだとか、ルール、マナーを市民に徹底していくということは、今までやってきたことですよね。

野外焼却の問題でいえば、市民から苦情があれば、担当の方が行って、話を聞いて、燃やすのを考えてくださいとか住民の方に説明をされたりすると、そういう対応をされてきているわけですよね。しかし、私は、それで解決がつかないでしょうということを言っているわけですよ。

なぜ解決がつかないか。要するに、対処のことはやっていても、そういう問題が起こる根本原因をどうやって解決していこうかという、対応だとか議論だとか取り組みがないんじゃないんですかということを私は言っているわけですね。その根本問題を解決する取り組みこそが、環境基本計画だと思うんですよ。環境基本計画、だから3者でやっているわけでしょう。市民と、事業者と、行政と3者でやっているわけじゃないですか。そうすると、犬のふんの問題についても、厨芥ごみの問題についても、野外焼却の問題についても、私は、市民の意見を聞くのではなくて、本当に共有化できるような議論だとか、そういうことが必要だと思うんですよ。

別に、環境基本計画だけじゃなくて、次世代育成支援計画なんかもそうだと思うんですけれども、そういう計画をつくるために、行政、事業者、市民が同じ認識に立つために、例えば3者でシンポジウムをやったりとか、3者で講演会をやったりとか、3者で勉強会をやったりとか、そういうスタンスが必要じゃないんですかということを申し上げているわけですよ。

行政というのは、ごみの問題、環境の問題というのが市民から苦情があったら取り締まる立場じゃないですよね、環境基本計画のスタンスというのは。やっぱり3者で一緒の立場に立って考えましょうということだと思うんですけれども、どうも私は、犬のふんの問題にしても、ごみの野外焼却問題にしても、厨芥ごみの減量化がなかなか具体化できない問題にしても、大きくその辺の行政側のスタンスに私は問題があるんじゃないかなと思うわけですよ。だから、あえて環境基本計画の中でどういう議論になっているんですかということをお聞きしたわけなんですけれども、ぜひともそのことをご理解をいただきたいというか、わかっていたいただきたいですね。ぜひともわかっていたいて、環境基本計画の策定の議論をさらに充実をしていただきたいなと思います。これはもう答弁結構です。

それから、水道事業についてですけれども、アスベスト作業ですよね。アスベストが原因で出てくる悪性中皮腫の発症というのは、10年から50年の間潜伏期間があると言われて

います。ですから、私なりの意見を言わせていただければ、行政として下請に出すわけですから、業者に発注するわけですから、その業者の作業をされる方がアスベスト管の作業に従事したら、やはり10年度、50年後までの健康経過については、行政としては、私は責任を持つべきだと思うんですね。本来であればそこまでやるべきだろうと思うんですが、ただ、石綿対策の手引きにはそこまでのことは書かれておりません。

しかし、最低でも、この厚労省が出している石綿対策の手引きどおりの作業が実施されているのかどうかというのは、私は、行政の責任として、きちんと最後まで見るというか、点検をするとか、確認をすべきだと思うんですよ。そういう作業をやっていない業者については、次の入札にペナルティーを与えとか、それぐらいの構えを持ってやっていただかないと、本来のアスベスト対策にはなっていないんじゃないかなと思います。

そういうアスベストに対する問題意識の弱さが、平成37年とか平成32年になくなるというこういう計画に私は出てきているんじゃないかなと思うんですが、これもお金の問題もあるということでおっしゃられていましたけれども、できるだけ早くアスベスト管はなくしていくべきですし、行政として最低でも下請業者に対する責任は果たしていくという姿勢、はきちんと示していただきたいと思います。

鉛管の問題、これは答弁をいただきたいんですけども、そのエリア内、漏水が出て問題が起こったときは、その家庭の方とお話をしているということなんですけれども、しかし、私言いましたけれども、1,300メートル以上現実にあるわけでしょう。ある地域については、行政として、鉛管なんですよということをその地域の住民にお知らせをして、先ほど答弁でおっしゃったように、バケツ一杯の水朝はくみ置きして飲まないようにすべきだと、そういう指導をやるべきじゃないですか。

ほかの市町村では、そういうことをサイトにもきちんとオープンにしてそういう指導をやっていきます。残念ながら笠間市のサイト、ホームページには、鉛管は使用していませんと。もし使用しているところがあれば、行政としてお話しに行きますよというような、そういう内容のことしか書かれていないんですね。これは行政の怠慢じゃないでしょうか。鉛管が通っているところがあるのであれば、そのエリアの方にきちんとお知らせをして、鉛管であるということに対する対処について行政として指導すべきだと思いますが、その辺については再答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 今、議員さんのおっしゃるとおり、公営企業においても、水道の需要者に対しまして水質検査の結果やその他水道事業に関する情報を提供しなければならぬという情報提供の義務づけがされております。そういう観点から、ただいま申された鉛管等につきましても、今後ともホームページ等で情報の提供を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時からいたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、24番須藤勝雄君の発言を許可いたします。

24番（須藤勝雄君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき2点ほどご質問いたします。

きのう議会終了後に、市立病院の検討委員会の中間報告を受けまして、きょう質問するのが非常にやりづらくなりましたけれども、しかしながら通告しておりますので、私なりに質問していきたいと思えます。

現在の市立病院は、昭和34年友部町国保病院として設立されて以来、去年の合併により笠間市立病院と改名をいたしました。この市立病院の運営継続をしていただきたいということでご質問いたします。

行財政の改革の中で、市立病院が毎年赤字ということで、市立病院のあり方検討委員会が設置され、その中間報告を受けたところであります。報告内容についても、真摯に受けとめなければならぬ点が数多くありますけれども、先ほど申し上げましたように昭和34年設立された病院として、約50年間も市民に愛された病院として、文字にあらわせない点も多々ある病院でございます。

そこで質問をいたします。

外来患者数が、昨年、平成18年度延べ人数2万人以上、入院患者の延べ人数にいたしましても年間4,000人から5,000人と、市民にとっては大変大切な病院であります。また、この病院は、在宅住診診療等も行っており、病院に来られない患者さんに対しても非常に喜ばれている病院であります。

市立病院のあり方に関する検討委員会では、いろいろな意見が出されておりますけれども、今後さらなるいろいろな角度から赤字軽減に努力し、優秀な医師の確保と、市民に対する安全安心の提供をできる病院として運営を継続していただきたいということです。市民の安全安心、人命の尊重からいっても、行政として赤字はやむを得ないと思うのですが、市長はどのように考えているのか、伺いたいと思えます。

また、検討委員会の中間報告では、去年は7,100万円ぐらいの赤字を強いられたとありますが、赤字は、診療費、そしてまた患者の薬代も含めて、安く市民のために努力しているものと思われまます。赤字を少しでも少なくする環境づくり、患者に親しまれる病院をつくっていただきたいと思えます。

そのためには、現在の病院の改革、昭和42年改築されて以来約30年が経過しております。

ここで、新しい発想のもとに大規模な構造改革等も行ったり、入院期間が長くでき得るような療養型病床群の設置等も取り入れたり、また通院、入院患者に親しまれる市民病院に確立してはどうかと思いますが、この点についても市長の考えを伺いたいと思います。

2点目の質問を行います。

2点目の質問は、小学生、中学生の通学用自転車の整備補助金についてご質問いたします。

午前中、西山議員の質問で全体の趣旨はわかりましたが、この補助金の問題についてもまだまだいろいろ問題な点があるかと思えます。私は、1点に絞りましてご質問いたしたいと思えます。

毎年、友部岩間自転車協業組合の協力により、小中学校生徒の自転車を1台1台、改造自転車がないかどうか、タイヤの減りぐあいがどうか、電球が切れてないか、またベルの鳴りぐあいがどうか、ペダル、サドルの曲がりぐあいがどうか等、いろいろ自転車等についてきめ細かな点検を年2回実施してもらっております。

過日、全協で、補助金検討委員会の答申に、この事業の補助金がカットされる方向と報告を受けました。自転車協業組合もボランティア同然で行ってきたのに、市がそういう考えならば秋の整備点検は中止したいというお話をしております。整備点検は、子供たちの事故防止、安全通学の観点からも必要だと思われまます。先ほども補助金の問題でいろいろお話がありましたけれども、なぜこのような補助金がカットしなければならないのか、伺いたいと思えます。

私は、逆に、小中学生、児童、また父兄の立場から、年間、友部、岩間合わせて4万5,000円ぐらいの補助金をなぜカットしなければならないのか。児童のためにも、逆に増額してでもこういう予算をつける必要があるのではないかということで一般質問したわけです。

こういう補助金の検討が出されてしまいましたので、各担当部課長では答弁ができないと思ひまして、あえて市長に、この点はどのように考えているのか、伺いたいと思ひまして、市長答弁ということでご指名しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 須藤議員のご質問にお答えをしたいと思ひます。

まず、市民病院の件でございますが、きのう12月12日に笠間市立病院のあり方に関する検討委員会から中間報告が出まして、議員の皆様にも報告をさせていただいたところでございます。内容については、経常的に赤字経営であることや慢性的な医師不足があること、また専門の事務職員の必要性や経営責任の不明確さ、施設の老朽化などの諸問題があることを整理した上で、市立病院のあるべき姿については、公立病院として市内における高齢

者医療のキーステーション的な機能を担い、県立中央病院や笠間医師会を中心とする市内医療機関と連携し、高齢者医療を進める役割が求められておるといような報告でございます。

そういう中で、今までの旧国保病院から笠間市民病院の中でも、経営努力は努めてきたところだと私は思っております。これまで医療事務や給食業務、清掃業務を民間に委託したり、それ以外の部分についても節減、合理化に努めてきた経緯がございます。

しかし、一方で、ここ数年の状況を見ますと、一般会計からの繰り入れが15年度で1億6,000万円、16年度で8,300万円、17年度で8,100万円、18年度で8,400万円という状況がございまして、そういう観点から、検討委員会にお願いをして、今後の病院の形態等について議論をいただいたところでございます。

私としては、市立病院のあり方に関する検討委員会の中間報告にありますように、市立病院は地域医療に対する役割が確認されております。検討委員会では、その地域医療を今後も継続していくための経営形態については、他の経営形態の見直しを図る必要があるという方向性が示されているところでございまして、現段階で中間報告であり、最終提言が今年度中に出る予定になっておりますので、その出た時点で、私としては方針を決めていきたいなと思っております。

次に、自転車の整備の問題でございしますが、今年度、市では、小中学校の通学用自転車につきましても、4月に教育委員会で、笠間地区については笠間自転車商組合に依頼して、友部、岩間地区については友部岩間自転車商組合に依頼して、点検と保険の加入を実施したところでございます。

須藤議員のご質問の点検は、9月に実施した秋の交通安全の中の友部地区岩間自転車商組合でお願いしている点検であるというふうに思われます。この中では、友部地区岩間地区の6校で86%の生徒が自転車を利用しており、この点検をお願いをしたところでございます。

今後については、市内の通学用自転車の点検につきましても、4月の点検を本年どおり実施することで行っていききたいと思っておりますが、秋の点検につきましても、自転車商組合の統一もあるというふうに伺っておりますので、組合と協議をしていきたいなと考えております。

それと、自転車組合の補助金の件でございしますが、補助金の基本的な考え方については、先ほど申し上げさせていただきました。答申は尊重していきたくて思っておりますが、個別にはいろいろな事情がございますので、各団体と十分協議して、一方通行で切り落とすとかそういうことでなく、よく協議をして、それぞれの事業の内容を精査しながら決めていきたいなと思っております。

須藤議員おっしゃる組合等につきましても、18年度で5万円、19年度では4万5,000円と。答申では、たしか補助金の終期の設定とかになっていると思います。ちょっとそこ定

かじゃないんですが、最終的に来年度の補助金をどうするんだといったことは、今、私が申し上げたとおり、そういう考え方で決めさせていただきたいと思いますが、この補助金検討委員会の中では、終期か廃止かちょっと定かではありませんけれども、そういう判断が出たというのは、ある程度この自転車商組合につきましては、自主財源といいますか、年間の予算が約400万円近い予算を組んでおりますので、団体の予算としては笠間市でも相当大きな予算を組んでいる団体かなと思っております。そういう判断から、あとは繰越金等の判断から、答申の中ではそういう位置づけにされたものと私は思っておりますが、今後については、先ほど申しましたように、よく団体とも協議をしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 24番須藤勝雄君。

24番（須藤勝雄君） 2回目の質問を行います。

検討委員会の中間報告では、外部委託もやぶさかではないのかなというような、今、話も出ました。例えば外部委託をした場合には、いろいろな機能が著しく低下していくのではないかという懸念もされるわけでございます。例えば看護師さんに与える不安も大きいのではないかと思います。そしてまた、そういう形の中で外部委託しても、現在の補助金と同額の、やはり現在と同じような出資金が必要になっていってしまうのではないかというような懸念もされるわけでございます。

外部に委託して何がメリットあるのかなということで、例えば病院経営とは、普通のほかの産業、今まで外部委託しているような形のものじゃなく、特殊な機能であると思えますけれども、その辺についても市長の考えを伺いたいと思います。

例えばある患者さんは、笠間の芸術の森・工芸の丘に芝とか植栽の手入れに1億数千万円かかっていると。例えば病院に700万円、800万円赤字にしても、芝と我々の命とどっちが大事なのか市長さんは考えているのかなと。

それというのは、外部に委託なんかされると、1回目にも質問したように、現在往診診療しているようなものまでカットされていってしまうのではないかなと。今、我々、市立病院の非常によいところは、そういう往診、在宅で診療していただける。また、夜、自分のおなかが痛くなったといったことがあっても、カルテがあれば、すぐ近くに病院の先生がいるということで対応してくれると。やはり現在は地域密着型の病院になっていきますけれども、外部に委託するということになると、非常に経営そのものが難しいのではないかなというようなことが懸念されるわけであります。

いろいろ例を挙げれば地域密着型ということで、あそこが外部に委託されることで、今、話題を置いておりますけれども、私は、経営全体をぜひとも市で行ってやっていただきたい。そのためには、先ほど言ったように、少しでも赤字幅を下げるような努力で経営形態も考えていかなければならないと思っておりますけれども、その辺の点について、市長から、例

えば外部に委託した場合にデメリットが大き過ぎると思いますけれども、その辺は考えているのかどうか伺いたいと思います。

それから、2点目の自転車の整備点検の件でありますけれども、これは笠間市が今度統一するという話は私も聞いております。今までは旧友部町、旧岩間町2町で自転車協業組合をつくってございましたけれども、合併されましたので、今度は笠間市を含めた中での協業組合ということで結成されていくということも聞いております。今後も、この笠間市において、児童のヘルメットの問題とか、自転車の保険、これらについても、TSマークの貼付、補助金等もありますけれども、まだ決定していないと聞いておりますので、その辺の補助額についても努力をしていただきたいと思います。こういう少子化時代、小中学生を大切にすることもそういう事業補助金の一環ではないかと思っておりますので、その点もよろしく願いいたしたいと思っております。

自転車整備については回答は結構です。

市立病院の方だけ、よろしく願います。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 市立病院の件につきまして、再度答弁をさせていただきたいと思っております。

今回の経営形態等の見直しを検討委員会にお願いしたのは、一つには経費の削減ということもございますが、あわせて、決してサービスを低下させるということじゃなくて、サービスもどうやってその地域医療の役割を担っていくかと、そういうことも含めてお願いをしているところでございます。

住民の中には、須藤議員おっしゃるように、もしかしたらなくなってしまうんじゃないかと、そういう不安を抱えている方も中にはいらっしゃるかなと思っておりますし、歴史のある病院ですので、その病院を頼って健康維持をされてきた方もいると思っておりますので、そういう不安を持たれないよう、経過報告も含めて、住民には決定した中でお知らせをしていきたいなと思っております。

それと、今回の報告の中では、指定管理者制度化及び地方公営企業法の一部適用非公務員型と、この二つの提案がなされておるわけでございまして、先ほど申しましたように、今の時点でどちらを選択するかということではなく、最終報告が出た時点で、私としては方向を決めていきたいと考えております。

当然、あそこで働いていただいております看護師さん、職員の皆さんもいますので、その辺にもよく意見交換を含めて情報提供しながら、働いている皆さんが、院長を含めて不安のないよう対応はしていきたいなと思っております。

それと、例えばの例ですが、指定管理者制度等、議員、外部委託という言葉を使いましたが、例えば指定管理者になった場合におきましても、どういう形態になった場合におき

まして、行政としては、よりよい診療体制、そういうものが組めるように、そういう話し合いをしながら、どういう形態になるかわかりませんが、その形態の中で病院とよく話し合って、医療サービスを低下しないような、そういう協議はしていきたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 24番須藤勝雄君。

24番（須藤勝雄君） 答弁ありがとうございました。

いろいろと問題はあると思いますが、市立病院のさらなる努力によりまして、市民が安心して診療を受けられる病院として、また市の地域密着型病院として、旧友部町、笠間、岩間地区の市民の皆さんにも愛され、そして親しまれる病院として、継続できるよう強く要望して、質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 24番須藤勝雄君の質問を終わります。

次に、4番野口 圓君の発言を許可いたします。

4番（野口 圓君） 4番野口でございます。

通告に従い質問させていただきます。

初めに、妊産婦の無料健診についてでございますけれども、さきの石田議員の質問で、平成20年度から今までの2回から5回にふやして実施する方向で検討中であるとの答弁がございましたので、その方向でよろしく願います。答弁は結構でございます。

次に、2点目、岩間支所利活用計画について、当初、岩間支所の2階、3階部分については、茨城県の外郭団体への貸与を市長が一生懸命働きかけていただきましたけれども、残念なことに決まりませんでした。そこで、住民代表による利活用検討委員会をつくらせて、そして協議された結果、公民館の要望、図書館の要望、子育て支援センターの要望があったと。今回、その計画案が出されまして、それらを全部岩間支所に一遍に設置するというので一件落着というふうな形になってはいますが、ちょっと乱暴な話ではないかと思えます。

1階部分が役場と子育て支援センターがあって、2階に図書館があって、3階に公民館があると。そうやって割り振ればそれでよいのかというと、利用者の視点がそこには私は欠落しているように思います。

建物というのは、用途、目的、機能に応じて、形、仕様が決められ、つくられております。全く用途の違う建物をつくり変えようとしているわけですから、十分な話し合いとか検討が必要な部分がたくさんあります。

特に2階の図書館では、先ほど西山議員がおっしゃったように重さの問題もあります。

1階には柱がありません。静かな状態を維持する必要があります。

3階では、公民館ですから、歌やら踊りやらも当然行われるでしょう。そして、人の出入りがこの3階部分に集中するというふう考えられます。ところが、3階は、元議場が

あったところで、幅の広い階段は2階までしかありません。3階に行くには、北側と南側にある狭い非常用の階段と、中央に5人でいっぱいになってしまうエレベーターが1台、これしかありません。非常に利用上の問題点があるということだけでなく、火災などが起きた場合の消防法の上からも非常に危険な公民館ができるというふうに思われます。

また、3階の議場のあった部分は階段状になっているため、床を四、五十センチ上げなければ平らにならないので使えません。四、五十センチ上げますと、今度は車いすの人が利用できない公民館になってしまいます。果たして、これで利用者に喜んで使ってもらえる施設になるのでしょうか。

次に、旧岩間公民館は非常に老朽化が進んでおりますが、この建物はこの後どうするのか、伺いたいと思います。また、取り壊すのであれば、その後の利用のことは考えられているのか、お伺いしたい。

そして、1、2を含めて、この岩間支所利活用計画は案として出されましたけれども、恒久的なものなのか、それとも一つのステップなのかということもお伺いしたいと思います。

3番目に、指定管理者制度についてですが、指定管理者制度の目的は何か。先ほど来一般質問がございまして、住民サービスの向上、そして経費の削減、協働ということが言われていました。で、サービスの向上と経費の削減という効果の測定はどういう形でやられることになるのかも伺いしたい。

単純に考えれば、今、市の職員がしている業務を外注してするわけですから、当然、初期経費がかかります。管理者制度導入後、どのぐらいの期間で経費の削減を見越しているのかも伺いしたい。

行革大綱の中では職員の削減を図っております。それは、合併直後の今現在の余剰人員がいるということの裏返しであるというふうに私には思われます。その点についてはいかがでしょうか。余剰人員がいるとすれば、外部に委託しない方が経費の削減になるのではないか。

4点目の水道料金の統一についてでございます。現在、これもダブるんですけれども、笠間、岩間、友部のそれぞれの水道料金は幾らか。そして、その原価に当たる原水の価格、またくみ上げ費用の価格は幾らか。また、3年をめどに統一をするという合併協議での合意がありますけれども、今現在ガソリンの値上がりも激しく、公共料金、税負担も重くなっている現在、水道料金が上がる地域の住民の方にとっては非常に耐えがたい痛みになると思われますので、5年後、10年後をめどに切りかえてはいかがかという提案です。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の指定管理者制度についてお答えを申し上げたいと思

ます。

指定管理者制度は、先ほど来ご質問にもありますように、また野口議員がおっしゃったように、行政の経費の削減を含めて、効率化、また施設の有効活用、市民サービスの向上を図ることを大きな目的としておる制度でございます。

それぞれ公の施設は行政目的を持って設置した施設ですが、その目的を達成するための方法として、管理運営を民間の専門的な管理や運営に関する知識や方法、人材を活用することが、行政が直接管理運営するよりも経費の縮減や行政目的の効果がより多く達成できるとの判断されるときに、活用をしている制度でございます。

毎年の経過と申しますか、毎年の指導でございますが、実際この指定管理者制度を取り入れたのが、合併して18年の9月からでございます、半年間やって、そしてこの19年の4月から、候補も含めて14件14施設、現在行っておるところでございます。

指定管理者の施設につきましては、例えば収入が努力によって図られるものとか、なかなか努力によっても収入の増が図られないものとか、そういうものもございまして、一概にすべてとは言えませんが、指定管理者制度を導入して結果が出てきているものもございまして。「はなさか」、クラインガルテン等々については、それなりの、ただ、まだ4月から9月までの結果でございますので、1年間、もしくは指定管理者制度3年、5年という制度の中で結果があらわしてくれるものと私は思っております。

複数契約でございますが、毎年きちんと業務報告を受けて、改善するものは改善命令を出していきたいと思っております。

余剰人員がいるのではないかと申すご質問もございましたが、合併前の17年から比べると、18年度からの定員管理計画で8%減、5年間で68人、消防を抜いて、職員の退職を見込んでおります。それは採用も含めてプラスマイナス68でございます、職員が余っているという状況では、私はないと思っております。

ただ、一方で、行政改革ということ掲げておりますので、いろいろなシステムを見直す中で、職員が少なくなってもサービスが維持できるような取り組み、システムづくり、そういうものに心がけていきたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 4番野口議員のご質問にお答え申し上げます。

岩間支所利活用計画についてお答え申し上げたいと思っております。

図書館、公民館の併設、さらには子育て支援センター等の併設につきまして、無理があるのではないかと申すご質問でございます。

議員おっしゃるとおり、この検討の中には、答申が出ましてから、用途、目的、機能、さらには荷重の問題、3階部分の通路の問題、消防法との関係、議場の障害者の関係、議員

おっしゃられるような課題について検討を進めてきてございます。

図書館の利活用計画案では、現図書館と比較して、蔵書数で約2倍、面積では2.5倍を確保する予定にしております。さらに、図書館として市民の要求にこたえるだけのサービス水準を確保できるものと考えてございます。

さらに、公民館についてでございますが、面積的には現施設とほぼ同じ広さを確保しているところでございます。さらに、機能面につきましても、公民館、図書館として十分活用可能という意見を教育委員会側からいただいているところでございます。

また、岩間支所に複数の施設を併設することについてでございますが、利用者の交流、施設の連携、利用の促進、運営の効率化など、複合施設としてのメリットが発揮できるのではないかと考えております。

例で申し上げますと、子育て支援センターにおきましては、通常、単体ですと、乳幼児と親のみの活用ということで、地域の方々の触れ合いというのがございません。この施設には、公民館利用、それから図書館利用ということで、もちろん支所というか、行政利用の方も含めまして、多くの方が訪れるという中で交流が図れるのではないかと。さらには、ボランティアセンターが設置されますけれども、図書館においては読み聞かせ事業が行われているところでございます。そういう中では、身近な中で読み聞かせ事業が展開できるだろうと。さらには、公民館事業として本を使った貸し出し本での講座等がございます。さらには、CDとかそういう視聴覚を使った講座等も展開できるのではないかと考えております。

それから、施設の相互利用、さらには、これはついででございますが、行政、公民館に訪れた方が、図書も借りていこうということでの利用もあるかと思えます。幾つかそういう利点もございます。そういうメリットを発揮していけるように、今後調整をしてみたいと思っております。

それから、2点目の旧岩間公民館をどうするのかということでございますが、旧岩間公民館は建物や設備の老朽化が進んでございます。昭和46年に旧耐震基準で建築されてございます。そういった関係で、現在の耐震基準を満たしてございません。そのため、現岩間公民館の利活用については、費用対効果も十分に検討する必要がありますので、今後、現在の岩間図書館の利活用を含めまして、市民共有の公有財産の有効活用という観点から、幅広く関係者の意見を伺いながら検討してみたいと考えてございます。

3点目、この計画は恒久的なものかというご質問でございますが、今回予定している整備につきましては、支所庁舎空きスペースの有効活用を図ることを目的としてスタートしてございますけれども、公民館、図書館などそれぞれの施設がその施設の目的とする機能を果たすことが、先ほど申し上げましたように十分可能であると考えてございます。調査検討の結果、判断してございます。

また、建築後10年余りの施設という点からも、長期的に利用していける、利用が可能で

あると考えておりますので、複合施設として、長所を生かした活動が展開していけるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 4番野口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、現在の笠間、岩間、友部のそれぞれの水道料金につきましては、一般家庭で使用しております口径13ミリ、20ミリでご説明いたします。

まず、13ミリの基本料金は、1カ月10立方メートル当たりで、笠間水道が2,100円、岩間水道が1,800円、友部水道が1,725円でございます。20ミリの基本料金は、同じく1カ月当たり10立方メートルで、笠間水道は13ミリと同じく2,100円、岩間水道がやはり13ミリと同じく1,800円、友部水道が1,955円でございます。

次に、原水の価格についてでございますが、経常費用から受託工事費等の収入を差し引いて年間有収水量で除した給水原価につきましては、平成18年度決算で、笠間水道で1立方メートル当たり362.86円、岩間水道で189.72円、友部水道で188.02円でございます。

ご質問の、 の水道料金の値上げ及び時期についてでございますが、平成19年1月31日に笠間市水道運営審議会に3事業統一に向けての笠間市水道事業基本計画を諮問し、今年度12月までに5回開催しておりますが、現段階では、給水人口や水需要の予測、水道施設の年次計画等の審議をいただいたところでございまして、水道料金の改定及び時期については、現在査定しております水道事業基本計画の中で明確化してまいります。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圓君。

4番（野口 圓君） かなり厳しい内容でしたね。ちょっと考えてみればすぐわかるんですけれども、今、私たちこの笠間の市役所にあります。1階部分が同じように役場の機能をしているとして、2階に図書館をのっけて、3階に公民館をのっけて、交流が図れるという問題ではないと思います。使う方々が、要するに混雑をしたり、業務の妨げになったり、利用しようとする本来の目的が達せられないんじゃないかと私は申し上げている。そこで大勢の人が集まるから交流が図れるなんて、ばかなことを言ってるんじゃないですよ。そんな問題じゃないんですよ、これは。

それで、多くの問題をまだまだ抱えています。非常に煮詰めが甘い。私もちょっと考えただけでこれだけの問題点が思い浮かぶわけですから、こういう状況はどうだろうか、こういう状況に即してはどうだろうかという詰めをもっともっていただきたいと思えますね。性急に運ぶ必要もない問題でありますので。

私が考えているこの計画を出された一つの大きな要因というのは、コストのことじゃないかと考えております。要するに、一番費用をかけないで利活用を、全部声を吸い上げて

それをワンセットにしてそこにのっけちゃうという、一番費用がかからないというふうに考えているんだと思いますけれども、この改装、改築をするにしてもそれなりの費用はかかってくると思います。岩間庁舎の2階、3階部分をその用途に応じて改築すると、どのぐらいの費用を算定されておられるか、お伺いしたい。

2番目の岩間公民館は耐久年数を上回っていて取り壊す必要があると言っているが、その後その利用計画を皆さんに話を聞くというのは、これはおかしい話じゃないですか。言っていることわかりますか。要するに、建物そのものがいつ壊れてもおかしくない状態なんだから、これはどうしますかと聞いているのに、皆さんからお話を伺いますというのは、ないんじゃないですか。話の持っていき方が違うと思いますよ。

岩間は、もともとバザーなどを行い、社会福祉協議会に4,000万円の積立金がありました。それも、長年、古い老朽化した公民館でボランティアの方々が活動しながら、少しずつ、少しずつためてきたお金でございます。

岩間には、ポートピアというものがありまして、場外舟券売り場ですけれども、その売上金の1%、要するに地域住民、地元の方々に使っていただきたいという形で、税金とは別に1%、約1億円になると思いますけれども、そのお金が入っております。それも、今、一般会計に組み込まれておりますけれども、本来的な目的では、地域の地域還元という意味合いが強いものでございます。考えれば、これを2年分なり3年分なりためれば、幾らでも費用は捻出できるわけですね。岩間地区の住民にとっては、公民館なり生涯学習センターなり、そういう公民館活動を通じて、多くの人のつながりが今現在できているんですが、それがなくなりつつあるわけですね。その方々の積年の願いが、この公民館の建てかえであったという事実があるわけで、そこら辺を酌み取っていただきたいと思います。

それから、指定管理者制度の件なんですけれども、非常にあいまいなのは、お金の問題がもうちょっと鮮明にならない。職員で対応しているときには幾らかかっているのか、外注するのだったら幾らかかるのか、その差は幾らなのか。もしマイナスであるならば、職員でやった方が安いんだけど、今、現実的に技術力は役場にはないからお願いすると。その差は経費として5年後にはなくなってくるとか、そういう具体的な話を聞かないと、全然見えてこないんですね、中身が。

北山公園の指定料は、今回3年間で4,866万円出ています。1年間に直しますと、1,622万円かかることとなりますけれども、現在、市で管理してシルバーに委託しているすべての業務を含めて年間1,050万円、ですから約1.5倍の経費をかけて外注する形になります。

今度、日立ライフというところに、笠間スポーツ施設の管理料5年間で3億1,600万円支払います。これを1年間に直すと6,320万円、グラウンドの整備等専門的な部分があるんでしょうけれども、笠間の市役所で管理しているときは一体幾らかかっているのか。外注するときには6,320万円、その差はどの時点でどのぐらい解消されるんだということをお伺いしたい。

やはり委託という場合は、コストの比較をすることが大前提であると考えています。当然なされていると思うんですね。それを提示されてこないのので、私たちはイエスかノーかの選択を迫られているだけになってしまいます。すべての委託に対するコストの比較を教えてくださいたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えいたします。

ちょっと今現在すべての資料は持っておりませんので、後ほど足りない部分については資料として用意をさせていただきたいと思っております。

指定管理者については、先ほど来申し上げているように、三つの主な目的があるわけでございます。

その中で、例えば一つの例を挙げますと、いこいの家「はなさか」がございます。効果的なものとしては、本年度19年度から公募での指定管理ということでお願いをしております。あそこの施設を活用してのシルバーリハビリ体操を毎月2回行っていたり、年末年始の営業日の延長、無料送迎バスの運行エリアの拡大等々がございます。これは一つの効果であろうかと思えます。ただ、費用については、前年度並みの費用になっております。

それと、クラインガルテンでございますが、これにつきましては、茨城中央農協に指定管理者としてお願いをしているところでございます。半年とか1年ですべて結果を求めるのも難しいかなと思えますが、ここ半年の中では、クラインガルテンにつきましては、ガルデナーによる講演会を行ったり、この前のJAの農協の祭りを行ったり、笠間ランチを食べ歩く会とか、いろいろな行事を催しているというのは、いわゆる指定管理者の一つの施設の有効活用ということでいえば、私は努力をしているのではないかなと思っております。ただ、売店等の利用者は若干落ちているというような状況でございます。

それと、観光協会に指定管理者でお願いしておりますスカイロッジあたごですが、ここについては、いろいろな企画事業、例えば泊まっている宿泊者を対象に、ハローウィン企画とか、カブトムシとかそういうのを行っておりまして、18年度より19年度で約8%近く利用者が伸びておる状況でございます。

そのほかのスポーツ施設、今、議会に上程してお願いしておりますが、スポーツ施設については、議会の承認をいただければ、来年から日立ライフの方をお願いをしていく予定でございますが、これはいろいろフィットネスクラブとかフットサル場とか、そういうスポーツ維持施設の運営の実績もございまして、例えば親会社の日立関係のスポーツ、いわゆる野球とかバレーとか、そういう所属しているスポーツ部との連携の中で子供たちの指導をやっていきたいとか、そういう提案もなされておりますので、私は有意義なことを実施してもらえらるものと期待をしております。

それと、北山公園につきましては、確かに前年度より高くなる、承認をいただければ、

なる予定になると思います。ただ、今まではシルバーさんが管理をやっておりました。シルバーさんがやっていたことが悪いということではございませんが、今回、笠間造園建設業協同組合にお願いする場合には、公園の管理士や1級造園施工管理技士、1級造園技士、樹木医など専門の人材を抱えておまして、特にあそこは桜が有名でございますので、その桜の維持管理含めて、あとはキャンプ場とかそういうことの有効活用も図っていきたくてと申しておりますので、これも金額に見合った実績を上げてくれるものと私は思っております。

それと、金額の問題については、私の資料としては細かいものは持ち合わせておりませんが、いろいろ予算の組み方とか、今まで直営でやっていて今度指定管理者になる場合に、ちょっと予算の項目が違ったりして、なかなか一概にこの金額が削減されますということは申し上げられませんが、大まかとして、指定管理者を導入してから約1,400万円ぐらい下がっております、全体の導入の中で。

それと、指定管理料につきましては、当然、相手側の努力によってそれなりの収入があれば指定管理料は下げていきたくて、そのように私思っております。経営努力によって相手側が収入が上がれば指定管理料は下げると、そういう考え方でお願いをしていきたくて思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 野口議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

岩間支所に複数の施設を併設することは混乱するのではないかと、利用者が利用しづらいのではないかとのご質問でございますけれども、これにつきましては、当然のことながら岩間支所と農業委員会、いわゆる行政利用、それから公民館利用、図書館利用ということで、この辺につきましては私どもの方の利用、行政側の利用ということになってよいかと思っておりますけれども、それぞれに目的、その方法が違います。そういった中で、それぞれの連携、それから管理運営、その辺を今検討の中で進めさせていただいているところでございます。

さらには、子育て支援センターとボランティアセンター、外部が入ってまいりますので、その辺との調整もさせていただいているところでございます。それらがうまく機能するように、先ほど申し上げましたように複合施設としてのメリットを發揮していけるように努力をしてみたいと思っております。

それから、どのぐらいの費用がかかるのかということですが、まだ実際にこういう改修をしていこうということが固まっております。そういった中で、あくまでも概概算でございますが、5,000万円程度になろうかなと考えております。5,000万円を超えるか割るか、その辺につきましては現在のところまだはっきり申し上げられませんが、その程度になろうかと考えてございます。

それから、老朽化、耐震上課題がある施設について、今後検討していくのはおかしいのではないかというご指摘でございますが、これにつきましては、当然、利活用が望ましいという方向性が出れば、補強工事をして耐震上の課題を克服しながら使っていくということになるかと思えますけれども、基本的には、昭和46年ということからしますと、そのままであれば取り壊しということになるかと思えます。その辺も含めまして検討させていただきたいと思っております。

子育て支援センター関係で、4,000万円ほどの基金のお話ございました。これにつきましては、今回4,000万円かかるかどうかというのは、全体事業費で5,000万円でございますので、支援センター分でそこまでの費用が必要かというのはございますけれども、改修費にこの一部を充てられればというふうに考えているところでございます。備品等が必要になれば子育て支援センターで消化することも可能かなと思っておりますけれども、4,000万円の基金を活用していきたいと思っております。

ポートピアの1億円につきましては、一般財源ということで有効な活用をさせていただきたい。特に岩間の駅整備、それから今後予定されております岩間中学校の整備、そういう中で十分活用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圓君。

4番（野口 圓君） 全部逆手に取られて利用された形になっちゃったですね。なかなか総務部長のご答弁では納得できないですね。要するに、改修ありきですべてお話しされているので、こちらの質問に答えようという誠意も何もない。それでは話にはならないですね。そういう部分があるんだったら、受けとめて、もう一度話をしようとか、考えようとか。

岩間の支所の検討委員会も解散されちゃったということですので、この後討論する場もなくなっちゃったわけですよ。それで、その検討委員会に図面を示したわけでなくて、検討委員会が終了されてからあの図面が上がってきたと。この手順もちょっと意図的なものを感じるんですが、この後は図面どおりいくんだということで、最後通牒だということで受けとめてよろしいんですか。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 岩間庁舎の活用については、現在進めている状況でございますが、いろいろな意見がございますので、十分そういう意見に耳を傾けながら進めていきたいと思っております。

それと、先ほど答弁の中で私の方で資料がないということでございますが、平成17年度の指定管理といいますが、直営も含めて、18年の指定管理にかわった中では、約1,400万円、経費的には減額になっております。

それと、指定管理の場合、本庁の職員が直接現場も全部やっているわけではございませんので、本庁の職員はいろいろな仕事の中の一つとして施設管理なんかをやっているものですから、現場の例えば「はなさか」の職員は、直営でやっていた場合は町の職員でしょうが、社協になれば社協の中での囑託とか専門の職員でやっているわけなので、指定管理にしたから市の職員が要らなくていいんだということでは直接的にはないわけでございますので、それはご理解をいただきたいと思っております。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圃君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は17日に開きますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時05分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 萩 原 瑞 子

署 名 議 員 中 澤 猛